



朝来市高齢者保健福祉計画及び
第 10 期介護保険事業計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 10 月

朝来市健康福祉部高年福祉課

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、朝来市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

朝来市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務

(2) 業務内容

仕様書（別紙 1）のとおり

(3) 履行期限

令和 9 年 3 月 23 日

(4) 予算額

8,470,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和 7 年度 4,180,000 円、令和 8 年度 4,290,000 円

3 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出期限（令和 7 年 11 月 12 日）現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 朝来市の指名停止期間中でないこと。また、過去 5 年間、兵庫県及び県内自治体において介護保険計画を含む福祉関連計画策定業務おける指名停止措置を当該団体から受けていないこと。
- (4) 法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、又はその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあり、事実上運営に影響が及んでいないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者であること。

- (8) 兵庫県内において第9期介護保険事業策定業務実績を有していること。
- (9) 個人情報保護等に関して、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (10) 業務の実施にあたり、朝来市健康福祉部高年福祉課との打ち合わせ等適切に対応でき、必要に応じて早急な訪問対応が可能な者であること。

4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和7年11月12日（水）15時まで
- (2) 提出書類
プロポーザル参加表明書（別紙2）
- (3) 提出方法
持参又は郵送（期限当日に必着）による。
- (4) 提出先
「14 提出及び問い合わせ先」宛に提出すること。

5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（別紙3）を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年11月12日（水）15時まで
- (2) 提出方法
質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法
提出された質問は、参加申込者全員に電子メールにて11月18日（火）までに回答する。
- (4) 提出先
「14 提出及び問い合わせ先」宛に提出すること。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和7年11月28日（金）15時まで
- (2) 提出書類
企画提案書等提出書類一覧（別紙4）のとおり
- (3) 提出部数等
各3部及びPDFデータ
- (4) 提出方法

持参又は郵送（期限当日に必着）による。

PDF データについては持参または電子メールによる。

(5) 提出先

「14 提出及び問い合わせ先」宛に提出すること。

7 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（別紙5）を「14 提出及び問い合わせ先」まで持参又は郵送すること。なお、期限までに企画提案書の提出がない場合も、辞退したものとみなす。

8 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーション

① 実施日・場所

令和7年12月24日（水）朝来市役所本庁舎4階 401会議室

② 実施時間

ア 時間は別途決定し、電子メールで通知する。

イ 1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。）

③ プレゼンテーション内容

プレゼンテーションは、仕様書（別紙1）の「6 業務の内容」について、実施方法、実施にあたっての考え方（大切にしたいと考えていること）、業務体制等について提案すること。

④ その他

ア 下記11「失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。

イ 配置予定の担当者は必ずプレゼンテーション審査に出席すること。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

エ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

オ プレゼンテーションは、プロジェクター等の機器使用を可とする。プロジェクター、スクリーン、パソコンは朝来市が準備する。ただし、持ち込みも可とする。なお、持ち込みのパソコンの接続端子がHDMIと異なる場合は、変換アダプターを持参すること。

(2) 選定方法等

① 受託候補者は、朝来市プロポーザル審査委員会条例（令和3年朝来市条例第18号）に基づき設置された審査委員会が選定する。

- ② 審査委員会は、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価基準（別紙６）により審査し、最も評価の高い提案者を受託候補者として選定する。なお、最高得点の者が複数ある場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。ただし、審査員の総合評価点が６割に満たない場合は、最上位者であっても受託候補者として選定しない。
- ③ 参加事業者が１社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- ④ 審査結果は、令和７年１２月２５日（木）以降、全員に参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。なお、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けない。
- ⑤ 選考結果は、朝来市ホームページ上において公表する。

(3) 審査基準及び配点

本プロポーザル審査は、提出された企画提案書、見積書及び企画提案に係るプレゼンテーションを「朝来市高齢者保健福祉計画及び第１０期介護保険事業計画策定業務公募型プロポーザル評価基準」（別紙６）に基づき審査する。

９ 契約の締結

- (1) 前記８(2)により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当することとなった場合又は朝来市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 受託候補者として選定された日から７日以内に契約書を作成すること。
- (3) 受託者は契約締結と同時に履行保証に係る手続きを行うこと。

10 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール

日 程	内 容
令和７年１０月２７日（月）	公募型プロポーザル審査実施公告
令和７年１１月１２日（水）１５時まで	参加表明書及び質問書提出期限
令和７年１１月１８日（火）	質問書の回答
令和７年１１月２８日（金）１５時まで	企画提案書提出期限
令和７年１２月２４日（水）	プレゼンテーション審査
令和７年１２月２５日（木）以降	選考結果通知、契約交渉事業者選定

11 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝来市情報公開条例（平成 17 年朝来市条例第 9 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

13 参考

- (1) 朝来市のホームページ(<http://www.city.asago.hyogo.jp>) で各種計画等掲載している。
- (2) 朝来市の高齢者人口・世帯数、要介護認定状況については別添のとおり

14 提出及び問い合わせ先

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市健康福祉部高年福祉課 担当：山田、小野山

電話番号：(079)672-6124 FAX：(079)672-4109

E-mail:kounen@city.asago.lg.jp

別添

朝来市の高齢者人口・世帯数、要介護（要支援）認定者数の状況

1 人口（令和7年8月31日現在）

区域	人口	65歳以上		75歳以上	
		人口	比率	人口	比率
旧生野町	3,011	1,370	45.50%	845	28.06%
旧和田山町	14,422	4,918	34.10%	2,775	19.24%
旧山東町	5,016	1,816	36.20%	1,105	22.03%
旧朝来町	4,937	2,080	42.13%	1,244	25.20%
朝来市合計	27,386	10,184	37.19%	5,969	21.80%

（朝来市住民基本台帳）

2 世帯数（令和7年8月31日現在）

区域	総世帯数	高齢者 世帯数	一人暮らし高齢者世帯		高齢者夫婦	
			世帯数	比率	世帯数	比率
旧生野町	1,454	606	355	24.42%	251	17.26%
旧和田山町	6,394	1,963	1,104	17.27%	859	13.43%
旧山東町	2,174	742	432	19.87%	310	14.26%
旧朝来町	2,171	847	509	23.45%	338	15.57%
朝来市合計	12,193	4,158	2,400	19.68%	1,758	14.42%

（朝来市住民基本台帳）

3 要介護（要支援）認定者数（令和7年8月末現在）

区分	総数	1号被保険者		2号被保険者
		65歳～74歳	75歳以上	
要支援1	649	47	596	6
要支援2	268	35	229	4
要介護1	482	38	433	11
要介護2	195	7	187	1
要介護3	209	11	196	2
要介護4	327	20	303	4
要介護5	212	13	199	0
合 計	2,342	171	2,143	28